

国立大学法人高知大学中期計画

平成 22 年 3 月 31 日 文部科学大臣認可
平成 23 年 3 月 31 日 文部科学大臣認可
平成 24 年 3 月 30 日 文部科学大臣認可
平成 25 年 3 月 29 日 文部科学大臣認可

国立大学法人高知大学中期計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	1
1 教育に関する目標を達成するための措置	1
(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置	1
(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置	1
(3) 学生の支援に関する目標を達成するための措置	1
(4) 教育における国際交流に関する目標を達成するための措置	2
(5) 高大連携に関する目標を達成するための措置	2
2 研究に関する目標を達成するための措置	2
(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置	2
(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置	3
3 その他の目標を達成するための措置	4
(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置	4
(2) 国際化に関する目標を達成するための措置	4
(3) 附属病院に関する目標を達成するための措置	5
(4) 附属学校に関する目標を達成するための措置	6
II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	6
1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置	6
2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置	7
III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	7
1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置	7
2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置	7
(1) 人件費の削減に関する目標を達成するための措置	7
(2) 人件費以外の経費の削減に関する目標を達成するための措置	7
3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置	7
IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置	8
1 評価の充実に関する目標を達成するための措置	8
2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置	8
V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	8
1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置	8
2 安全管理に関する目標を達成するための措置	8
3 法令遵守に関する目標を達成するための措置	8
VI 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画	8
VII 短期借入金の限度額	8
VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	9
IX 剰余金の使途	9
X その他	9
1 施設・設備に関する計画	9
2 人事に関する計画	9
3 中期目標期間を超える債務負担	9
4 積立金の使途	10

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

(学士課程)

①-1 課題探求力及び問題解決力を育成するため、共通教育初年次教育科目の「課題探求実践セミナー」に加え、全ての学部教育において課題探求・問題解決型の授業科目を開発・実施し、その成果を検証する指標を確立した上で評価し、改善する。【1】

①-2 四国地区5国立大学連携による「連合アドミッションセンター」を設置し、学力を含めた総合的評価によるAO入試について検討を進める。【73】

②協働実践力・表現力・コミュニケーション力・国際性の育成に重点を置いた授業科目を、共通教育実施機構及び全ての学部教育において開発・実施し、その成果を検証する指標を確立した上で評価し、改善する。【2】

③-1 社会人教育・生涯教育を含め、地域及び国際社会の諸問題や環境問題等の解決に資する人材育成を目指した、従来の学問体系にとらわれない自由な発想に基づく新たな特別教育プログラム若しくは教育コース・組織等を平成24年度から順次開設し、随時、点検し、改善する。【3】

③-2 新たな特別教育プログラム・コース・組織等に対応した入試選抜を検討・実施するとともに、新設教育コース等のみならず既存の募集単位あるいは社会人教育・生涯教育に対応したアドミッションポリシー（入学者受入方針）を、就職実績等卒業後の進路とともに受験生に対しより集約的かつ一元的に広報する組織を学内組織の再編成により立ち上げ、活動する。【4】

(大学院)

④地域社会のニーズに応えるべく、準専攻制度や副専攻制度の一層の発展・充実による分野横断的な教育、新コース開設による高度専門職業人の育成教育、また、学士課程と修士課程を結合した6年一貫の「グリーンサイエンス人材育成」特別教育コース等を平成24年度に開設して本学を代表するような研究者人材の育成教育等を行い、随時、点検し、改善する。【5】

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

①-1 「高知大学教育力向上3ヵ年計画」(第Ⅰ期：20年～22年、第Ⅱ期：23年～25年)に基づき、教育力向上推進委員会を中心に「授業改善アクションプラン」をはじめとする教員の職能開発を実施し、教員の教育力向上に関するPDCAサイクルを全学的に確立する。【6】

①-2 教員の授業改善を支援して教育力を向上させるため、総合教育センターの大学教育創造部門を中心に「授業改善支援プログラム」を開発・実施し、その成果を検証し、改善する。【7】

①-3 四国地区5国立大学連携による「大学連携e-Learning教育支援センター四国」を設置し、大学教育の共同実施を推進する。【74】

(3) 学生の支援に関する目標を達成するための措置

①-1 学生等が、正課の教育で得たものを自主的な学習活動・課外活動・ボランティア活動等の非正課での活動において実践することを組織的に支援する。【8】

①-2 TA（ティーチングアシスタント）・RA（リサーチアシスタント）として雇用するこ

とで経済的に支援することや、TA・RAの水準を高め、将来の大学教員や研究者になるためのトレーニング機会となるような講習等のプログラムを開発・実施し、その成果を検証し、改善する。【9】

①-3 保健管理体制を強化し、朝倉・岡豊・物部のキャンパスにおいて、学業や生活面に課題を抱える学生等の個別指導体制を充実する。特に精神障害や発達障害等の問題を抱える学生等の生活面や学習面での支援方法を開発し、支援する。【10】

①-4 留学生チューター（学習助言者）養成やその水準を向上するために講習会等を開催し、留学生の学習面や生活面に適切に助言し、支援する。また、学生寮を日本人学生等と留学生の混在型として、寮内での両者の交流を盛んにし、留学生の日常的な生活面に対してより密接に支援する。【11】

①-5 新たな奨学金制度や授業料免除制度等を創設し、特別教育コースの学生や成績優秀者及び経済的に苦しい学生等を支援する。【12】

②総合教育センターのキャリア形成支援部門及び就職室が連携し、雇用情勢の分析並びに企業・業界との交流をより一層進め、それによって得られた情報や知見を提供し、学生等と企業の双方が満足できる就職活動支援方策を充実・強化し、実施する。【13】

（4）教育における国際交流に関する目標を達成するための措置

①-1 既存の国際・地域連携センターの国際交流部門と、総合教育センターの修学・留学生支援部門を統合して国際交流センター（仮称）を設置し、国際理解教育や国際学生交流協定校との単位互換による「交換海外実習プログラム」を設けるなど交流を推進するとともに、海外フィールド実習等のプログラムを開発・試行し、その成果を検証し、改善する。【14】

①-2 国際交流センター（仮称）等が中心になり、自文化及び異文化を共に認めることのできる国際性を有する人材育成のための新たな特別教育プログラム・コース・組織等を開設するとともに、これに対応した学生等の選抜を実施し、その成果を検証し、改善する。【15】

（5）高大連携に関する目標を達成するための措置

①-1 これまでの高大連携事業の成果を活かして、高校生の「主体的学びの姿勢」や「粘り強く論理的に考える力・論理的に表現する力」を養成する高大連携教育プログラムや教育方法を開発し、試行・検証する。また、大学教員及び高校教員の共同研究プロジェクトを高知県教育委員会と協働して発足させ、点検・見直しを実施し、発展させる。【16】

①-2 大学教員及び高校教員の教育力等を向上させるため、高知県高大連携教育実行委員会と協力し、開発した教育プログラムの普及や教育方法を改善する研修を実施する。

【17】

2 研究に関する目標を達成するための措置

（1）研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

①-1 「掘削コア科学による地球環境システム変動研究拠点」において、地球環境変動や巨大地震発生帶、海底資源分布等に関する実態解明を目指す。また、拠点教育と大学院教育等とを連動させることにより、国際性・専門性を有する若手研究者・専門技術者の育成環境を機能的に構築する。【18】

①-2 「植物健康基礎医学研究拠点」において、分子を基盤とする植物病害の予防・診断・

治療の方法を開発し、植物生産物の高付加価値化とともに、植物機能の高度利用技術を開発する。平成27年度に、研究成果の技術移転を事業化するための植物健康基礎医学研究センター（仮称）の設立を目指す。【19】

①-3 「生命システムを制御する生体膜拠点」において、細胞膜上でタンパク質・脂質・糖鎖が協働して形成する膜内機能ユニットを解明し、新しい病態診断や治療法の開発に繋げる。当該分野の若手研究者を育成するとともに、あらゆる生体分子を網羅的に解析しその情報を集約する拠点（統合オミックスセンター）としての役割を担い、臨床医による分子レベルの臨床研究をサポートする体制を構築する。【20】

②-1 「海洋」「環境」「物性」「中山間地域」「水」「エネルギー」「バイオマス」「食料」等をキーワードとする自然科学系プロジェクト研究を推進し、専門性の高い研究成果を発信するとともに、自然保護と環境保全及び環境問題等の解決に寄与し、地域を活性化する。【21】

②-2 「高知の視座」「海洋」「中山間地域」「持続可能性」「黒潮圏」等をキーワードとする人文社会科学系プロジェクト研究を推進し、研究成果の発信や地域社会との協働を通じて地域を活性化する。また、「発達障害」「学力向上」「学校評価」等をキーワードとする人文社会科学系プロジェクト研究を推進し、障害の特性に合わせた「障害児支援の専門家」の養成、教育委員会と連携・協働した地域教育の質の改善等を行う。【22】

②-3 「がん」「再生医療」「情報医療」「健康長寿」等をキーワードとする医療学系プロジェクト研究を、研究者・研究費を集約した先端医療学推進センターにて附属病院と一体的に推進し、国際水準の専門性の高い研究成果の発信とともに、資源が限られた地域でも実施可能な健康長寿介入プログラムを開発する。【23】

②-4 「黒潮圏」「温暖化」「海洋生態系保全」「植物の病・虫害管理」「土壤環境」「機能物質」「環境物質」「海洋生物」「地球科学」「持続可能性」等をキーワードとする総合科学系プロジェクト研究を推進し、高い水準の研究成果を世界に向けて発信するとともに、地域への施策提言等を通じて地域を活性化する。【24】

③ 「地球掘削科学」「地球環境変動」「海底資源」等をキーワードとする全国共同利用・共同研究を海洋コア総合研究センターで推進し、海洋研究開発機構などの国内外の大学、研究機関と連携して高い水準の研究成果を発信し、地球掘削科学における拠点機能を充実する。【25】

（2）研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

①-1 研究水準・成果の向上を図るために、PDCAサイクルを活用した教員個人の研究自己評価、研究拠点プロジェクト長・学系長による評価結果に基づく研究資源の傾斜配分とともにRA・PD（ポストドクター）を重点的に採用する。【26】

①-2 若手研究者の育成を目的とした制度の構築やプログラムを開発する。【27】

①-3 科学研究費補助金等の競争的外部資金獲得による研究活動を活性化するため、研究コーディネーターの採用等、組織的に取り組む。【28】

②-1 総合研究センターにおいて、領域横断的・国際的・地域貢献的研究推進体制を整備・充実するとともに、大型研究プロジェクトの推進に必要な共通施設機器の戦略的整備や大型研究機器の全学利用を促進し、研究活動の組織的取組を強化する。【29】

②-2 国際・地域連携センターにおいて、1)共同研究、受託研究、2)数値目標を設定した

特許出願を推進する。【30】

②-3 総合情報センターにおいて、研究活動への環境情報学的支援と電子ジャーナル選別による研究コスト対効果最適化を実施する。【31】

②-4 四国地区 5 国立大学連携による产学官イノベーション創出拠点を構築し、产学官連携活動を充実する。【75】

③海洋コア総合研究センターにおいて、全国共同利用・共同研究推進のため全国の学会等の意見を反映した運営・支援体制の整備を行うとともに、コアスクール等による全国若手研究者・大学院生の育成、学内研究者等を支援する。また、共同運営を行う海洋研究開発機構の協力を得てこれらを一層充実する。【32】

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

①国際・地域連携センターの地域再生部門（仮称）を中心に、自治体との情報共有の場である高知大学・自治体連携室（仮称）を設置し人的交流を進める。具体には自治体との連携協議会を年に 12 回以上開催し、また、自治体と連携した国の競争的資金を年間 3 件以上獲得（新規契約）する。【33】

②国際・地域連携センターの地域再生部門（仮称）と生涯学習部門を中心に学内の組織体制を構築し、企画・立案と実施を担う。科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」事業等を活用し、地域に必要な中核となる人材を今期 6 年間で 100 名以上（学位以外の履修証明制度の適用）育成する。さらに、育成した人材の二次的波及効果を担保する交流の場（プラットフォーム）を構築する。【34】

③学生等のスポーツ、文化、芸術などを通じての地域貢献活動を推進し、それを組織的に支援する。また、地域住民によるサポータークラブ制度や基金を創設し、広く高知大学への支援を募る。平成 22 年度から検討を開始し、平成 24 年度から運用を開始し、継続的に実施できる体制を構築する。【35】

④「農学コンソーシアム四国」の設立による高知、愛媛、香川 3 大学の連携を強化する。学内の学部横断型教育・研究の取組としての医療・環境・食料に関する連携体制を確立する。設立後は、評価と改善を加えながら継続実施する。【36】

(2) 国際化に関する目標を達成するための措置

①-1 平成 22 年度から「黒潮圏 S 状態」、「アジアン・フィールド・サイエンス・ネットワーク」を中心としたネットワーク型教育研究プログラムを開発、実施し、アジア・太平洋地域の環境問題に先導的に携わる人材を育成する。【37】

①-2 留学生 30 万人計画に対応し、国際交流センター（仮称）を中心に、今期 6 年間で留学生数 180 名程度（平成 21 年度の約 30% 増）に引き上げる。また、外国人教員の積極的な登用により、学生等及び留学生の語学力を強化しキャンパス内の多言語化に取り組むことにより日本人学生等の海外派遣数及び海外留学数を今期 6 年間において増加させる（平成 21 年度実績の約 1.5 倍）。【38】

①-3 「高知大学国際交流基金」を充実させ、私費留学生への経済支援を拡充するほか、大学戦略上で有益な事業に対し資金を重点配分する。また、既存施設の整備・改修とともに、民間アパート借上げなどにより、留学生・研究者のための宿舎を確保する。

【39】

②-1 国際化のための企画立案を一元的・戦略的に担う国際交流センター（仮称）の教職員が協働して国際交流の業務を実施し、国際化の進展に十分対応できる専門スタッフを養成・確保する。新しい国際交流の評価基準及びPDCAサイクルを構築し、質の高い国際交流を展開する。これらによって、協定校との人的交流数を今期6年間で30%増加させる。

平成22年度に国際交流センター（仮称）を設置し、評価基準、PDCAサイクルの見直しを図り、国際コーディネーターの配置、SD（スタッフ・ディベロップメント）やFD（ファカルティ・ディベロップメント）を企画開発する。【40】

②-2 国際交流を推進するための具体的な取組としては、1)海外事務所等を設置し、国際的な共同研究、留学生の受入・派遣、海外広報の業務にあたる。2)協定校及び留学生支援ネットワークの充実を図り、海外における連絡網を整備する。3)国別、地域別同窓会組織を設立し、定期的に同窓会を開催する。4)高知県や地域の国際交流団体と連携して地域発信型の国際交流を推進し、地域の国際化に寄与する。【41】

（3）附属病院に関する目標を達成するための措置

①-1 社会ニーズに呼応した病院機能・運営を強化するため、1)本院のクオリティ・インディケーター（診療の質指標）の測定とホームページ等による社会への公表、2)感染対策、医療安全、栄養管理、褥瘡対策、創傷・失禁ケアに重点を置いた病院運営を実現する。

これらを実現するため、クオリティ・インディケーター数とその向上度で医療の質と安全を可視化し、本院の感染対策、医療安全、栄養管理、褥瘡対策、創傷・失禁ケアに関して外部評価を受ける。【42】

①-2 国立大学病院の在り方として単なる経済学的な経営効率ではなく、1)公共的価値（地域、県民の満足）と経営効率の両立、2)病院機能の「品質」の向上のため、公益性と病院収益を両立させた経営効率を実現し、満足度調査指数の向上と経営状況指標の動向で評価する。病院機能の「品質」に関しては、人的資源を適正配置し、コンプライアンス（法令遵守）の精神やセキュリティを高め、ISO9001を更新し、術前外来件数、自己血輸血実施率など医療の安全に資する評価指標を向上させる。【43】

①-3 がん診療ネットワークを構築し、診療体制を充実させるため、1)都道府県がん診療連携拠点病院として、地域のがん診療のサポート体制を強化し、2)外来機能に力点を置いたがん治療センターを充実させ、3)診療科を超えた臓器別チームや緩和ケアチームの活動を活性化し、4)院内がん登録、地域がん登録の精度を、今期6年間で、がん診療評価に活用可能な水準に高め、その水準を安定的に維持する。

これらの取組を通して、診療がん患者数、がん治療センターの患者数、がん診療地域連携クリニカルパス数、外来／入院がん化学療法比率、診療科を超えた臓器別診療の実施、緩和ケアチームの活動及びがん登録の実績増に繋げる。【44】

①-4 トリアージ（大災害時等における治療の優先順位）訓練に主眼を置いた院内防災訓練の充実やDMAT（概ね災害発生後48時間以内に活動できる機動性をもつ、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム）訓練への参加を推進する。【45】

①-5 先端医療学推進センターなどネットワークの充実を通じて医療の進歩、社会情勢の変化及び患者ニーズの多様化等医療を取り巻く環境の変化に対応した病院再開発を目指す。【46】

②-1 先端医療の確立と研究成果を医療現場へ還元するため、1)先端医療研究と臨床応用をカップリングし、2)PET事業の拡充・推進、FUS（集束超音波手術装置）による自

由診療・臨床研究を推進する。

また、臨床試験センターにおける臨床研究部門と治験部門の業務を拡充し、CKD（慢性腎臓病）ネットワークの活動、臍帶血治療、抗がん剤感受性による個対応治療（より個人に適切に対応する「個の医療」）、慢性呼吸器疾患の治療、人工臍臓の実用化への進展、DVT（深部静脈血栓症）予防法の実用化、嚥下・排泄・感覚機能の治療、血球粒度、電気泳動波形データを用いた診断支援システムの開発、細胞移植医療センター（仮称）の設立、がんペプチドワクチンの臨床応用を実現する。【47】

②-2 パートナーシップに基づく地域医療を実践するため、1)高齢化先進県に即応した療養環境の充実と地域連携並びに、2)電子カルテ・PACS（医療用画像ネットワーク管理システム）に代表される院内医療情報の電子化をさらに推進し、3)高知ヘルスシステム（高知県の地域医療を担う病院、診療所が県民の健康の維持・増進のためにパートナーシップを結ぶ地域医療システム）を用いた地域関連病院との情報共有に役立て、4)検診業務サポート・地域の健康管理などの予防医学、5)地域関連病院と連携した在宅医療サポートにも貢献する。

このことにより、地域連携数や退院支援件数、さらには検診業務と在宅医療のサポート実績を向上させるとともに、電子カルテ・PACSを充実する。【48】

③医学から医療学へのパラダイム変化に対応するために、1)卒前から卒後にかけて、模型（シミュレータ）やソフトウェア、あるいは模擬患者の協力によるシミュレーションを通じた教育を充実し、また、2)医師・看護師・技師・薬剤師等全ての職種にリカレント教育（社会人教育）、生涯学習の場を提供する。

このために、スキルスラボ及び低侵襲手術教育・トレーニングセンター機能をより充実させ、卒後研修医数、リカレント学習受講数、院外啓発活動数の増に繋げる。【49】

(4) 附属学校に関する目標を達成するための措置

①-1 高知県内の初等中等教育の課題に応えるため、附属校園運営委員会（仮称）を設立し附属学校園全体の管理体制、人事、予算、学級編成・定数、教育課程編成等の組織・業務の方針を決定する体制を確立する。【50】

①-2 「教育コラボレーション研究プロジェクト」を基盤とした教育研究部人文社会科学系教育学部門等と附属学校園との研究協力体制を整備し、部門等と附属学校園教員・地域の教員との共同研究として、地域の教育課題に応える次の研究を行う。

- 1)学力向上（幼・小・中一貫教育に関する研究や基礎学力の定着と教員の授業力の向上研究等）
- 2)コミュニケーション力育成（仲間作り活動及びグループワークトレーニングによる学級集団作り研究等）
- 3)特別支援教育（高知県の特別支援教育を主導する指導方法の開発や学校支援に関する研究、障害の特性に応じた雇用研究や雇用に向けた作業学習研究等）【51】

①-3 研究成果を踏まえ、教育学部と一体となって学生・大学院生の実習・インターンシップを指導するとともに、高知県教育委員会等と協力して研修・学校支援を行う体制を整備し、教員免許状更新講習・研究会等を現職教員のための研修の場とし、併せて学校支援活動を行う。【52】

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとするべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

①平成20年度に実施した教育組織と教員組織の分離についての理念やメリットを具現化する。さらに、地域のニーズや学問領域の変化にも柔軟に対応するため、学部・研究科等の在り方や学生定員及び教育組織を支える教員組織を評価し、見直す。【53】

②学長裁量による短期・中期に配置できる人員枠を確保し、教育研究の拠点となる重点事業や大学運営の核となる業務等に順次配置し、強力に事業を推進する。【54】

③-1 次世代育成支援に係る各種制度やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた職場環境を整備・充実し、これらの取組をもとに次世代育成企業認証を取得する。【55】

③-2 教職員の個人評価及び組織評価を活用し、個人及び組織へのインセンティブ（意欲刺激）となる仕組みを平成 23 年度までに構築し、以降順次実施し、評価し改善する。【56】

③-3 若手教員育成のための制度及びプログラムを平成 23 年度までに構築・開発し、以降順次実施し、評価し改善する。【57】

2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

①-1 事務職員の能力開発に関する基本方針・計画を平成 24 年度までに策定し、それに基づく人材育成プログラムや研修を開発・実施し、評価し改善する。【58】

①-2 仕事と生活の調和及び個人能力の適性にも配慮しながら、重点事業に沿った人員配置等、機能的で機動的な組織運営を行うため、隨時組織の在り方を見直す。【59】

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

①-1 地域社会の視点に立った新たな基金の創設による事業展開や、科学研究費補助金、共同研究などの外部資金の獲得に向けた取組を強化する。【60】

①-2 資金管理の徹底により、保有資金を的確に把握し、資金運用することにより、第 1 期運用益実績の 50%以上の増を目指す。【61】

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

(1) 人件費の削減に関する目標を達成するための措置

①「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成 18 年度からの 5 年間において、△ 5 %以上の人件費削減を行う。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成 23 年度まで継続する。【62】

(2) 人件費以外の経費の削減に関する目標を達成するための措置

①省エネ活動に努め、環境に配慮した設備整備を行い、「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」に基づく、エネルギー消費原単位（総エネルギー量を総面積で除した値）を年平均 1 %削減し、一般管理費のうち水道光熱費、消耗品費について、第一期実績に対し 3 %の経費を削減する。【63】

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

①大学が保有する資産の教育研究活動への有効活用や学外者の利用に資するため、既存施設の利用状況を分析し、活用方法を情報発信し、学内外の利用者への利便に供する。

【64】

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためによるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- ①教職員が一体となった評価改革機構（仮称）を組織し、確実な改善を実施するとともに取組内容を公表する。【65】

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

- ①「高知大学広報基本方針」に則り策定した「第2次高知大学広報活動実施計画」等に基づく多様な広報対象に応じ、教育研究活動や運営状況等を様々な媒体を活用して効果的に情報発信する。【66】

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためによるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- ①施設整備マスターplanや将来構想に基づき、キャンパスの環境・施設整備を計画的に進めるとともに、環境に配慮した整備を行うための支援制度を構築し、既存設備の省エネ化の推進や全学共同利用スペースの創出など、施設マネジメントを推進し効率的に利用する。【67】

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- ①-1 保健管理センター及び安全衛生管理室を中心として、学生・教職員を併せた安全衛生管理のための業務内容や組織の在り方を検討し、大学構成員のメンタルヘルス対応や世界的な感染症対応等も含めた安全衛生管理体制を整備する。【68】

①-2 南海地震等の大規模広域災害を想定し、既存の学生・教職員の安否確認体制や防災管理体制を一層充実させ、減災と早期復旧を目的とした「事業継続計画」と大学周辺地域の防災に貢献する「地域支援計画」を策定する。【69】

①-3 消防法等法令に基づく防災管理体制や自主防災体制を充実させるとともに、耐震補強の推進や防災設備の整備を行う。【70】

②情報管理の徹底を図るために、セキュリティポリシーの周知徹底及びネットワーク環境の高機能化を推進し、情報セキュリティの高度化を図る。【71】

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

- ①冊子等の配布や全学的な説明会や初任者への研修を通じ、全教職員に法令遵守を徹底するとともに、監事による検証機能も重視し、あらゆるコンプライアンスの保持に対応した透明性の高い、一元的な管理組織を構築する。【72】

VI 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

26億円

2. 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
- 1. 重要な財産を譲渡する計画
 - ・海洋生物研究教育施設の土地の一部（高知県土佐市宇佐町井尻 194 4.20 m²）を譲渡する。
 - ・物部団地の土地の一部（高知県南国市物部乙 200 1,431.29 m²）を譲渡する。
- 2. 重要な財産を担保に供する計画
 - ・附属病院施設整備及び附属病院設備整備に必要となる経費の長期借入にあたっては、本学の土地、建物を担保に供する。

IX 剰余金の使途

- 決算において剰余金が発生した場合は、
 - ・教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
・(医病) 基幹・環境整備	総額	施設整備費補助金 (542)
・総合研究棟改修	1,590	長期借入金 (694)
・小規模改修		国立大学財務・経営センター施設費交付金 (354)

- (注 1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。
- (注 2) 小規模改修について平成 22 年度以降は平成 21 年度同額として試算している。なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2 人事に関する計画

1. 戦略的な人員配置

学長の裁量により短期・中期に配置することができる人員枠を確保し、教育研究の拠点となる重点事業や大学運営の核となる業務等に人員を順次配置する。

2. 各種制度と職場環境の整備・充実

次世代育成支援に係る各種制度やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた職場環境を整備・充実する。

3. 人材育成

事務職員の能力開発に関する基本方針・計画を策定し、それに基づく人材育成プログラムや研修を開発・実施する。

(参考) 中期目標期間中の人件費総見込み

82,840 百万円（退職手当は除く）

3 中期目標期間を超える債務負担

(P F I 事業)

該当なし

(長期借入金)

(単位：百万円)

財源 \ 年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	中期目標期間小計	次期以降償還額	総債務償還額

長期借入金 償還金 (国立大学 財務・経営 センター)	769	797	783	792	737	695	4,573	3,601	8,174
---	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-------	-------	-------

(注) 金額については、見込みであり、業務の実施状況等により変更されることもある。

(リース資産)
該当なし

4 積立金の用途

- 前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。
その他教育、研究、診療に係る業務及びその附帯業務

(別紙)予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成22年度～平成27年度 予算

大学等名 高知大学

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	59,507
施設整備費補助金	542
船舶建造費補助金	0
国立大学財務・経営センター施設費交付金	354
自己収入	98,220
授業料及び入学料検定料収入	19,372
附属病院収入	77,784
財産処分収入	0
雑収入	1,064
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	7,069
長期借入金収入	694
計	166,386
支出	
業務費	151,820
教育研究経費	79,943
診療経費	71,877
施設整備費	1,590
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	7,069
長期借入金償還金	5,907
計	166,386

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 82,840百万円を支出する。（退職手当は除く。）

注) 人件費の見積りについては、平成23年度以降は平成22年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人高知大学職員退職手当規則に基づいて支給することとするが、運営費交付金として交付される金額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定方法]

- 每事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

I [一般運営費交付金対象事業費]

- ①「教育研究等基幹経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E（y-1）は直前の事業年度におけるE（y）。
- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。
 - ・ 附属学校の教育研究に必要な教職員のうち、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。
- ②「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。F（y-1）は直前の事業年度におけるF（y）。
- ・ 学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員（①にかかる者を除く。）の人事費相当額及び教育研究経費。
 - ・ 附属病院の教育研究診療活動に必要となる教職員の人事費相当額及び教育研究診療経費。
 - ・ 附属施設等の運営に必要となる教職員の人事費相当額及び事業経費。
 - ・ 法人の管理運営に必要な職員（役員を含む）の人事費相当額及び管理運営経費。
 - ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。

[一般運営費交付金対象収入]

- ③「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。（平成22年度入学料免除率で算出される免除相当額及び平成22年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外。）
- ④「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分等）、授業料収入（収容定員超過分等）及び雑収入。平成22年度予算額を基準とし、第2期中期目標期間中は同額。

II [特別運営費交付金対象事業費]

- ⑤「特別経費」：特別経費として、当該事業年度において措置する経費。

III [特殊要因運営費交付金対象事業費]

- ⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

IV [附属病院運営費交付金対象事業費]

- ⑦「一般診療経費」：当該事業年度において附属病院の一般診療活動に必要となる人事費相当額及び診療行為を行う上で必要となる経費の総額。J（y-1）は直前の事業年度におけるJ（y）。

- ⑧「債務償還経費」：債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。

[附属病院運営費交付金対象収入]

- ⑨「附属病院収入」：当該事業年度において附属病院における診療行為によって得られる収入。L（y-1）は直前の事業年度におけるL（y）。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y) + D(y)$$

1. 每事業年度の一般運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$A(y) = E(y) + F(y) - G(y)$$

$$(1) E(y) = E(y-1) \times \beta \text{ (係数)}$$

$$(2) F(y) = \{F(y-1) \times \alpha \text{ (係数)}\} \times \beta \text{ (係数)} \pm S(y) \pm T(y) \\ \pm U(y)$$

$$(3) G(y) = G(y)$$

E(y) : 教育研究等基幹経費(①)を対象。

F(y) : その他教育研究経費(②)を対象。

G(y) : 基準学生納付金収入(③)、その他収入(④)を対象。

S(y) : 政策課題等対応補正額。

新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

T(y) : 教育研究組織調整額。

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

U(y) : 施設面積調整額。

施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 每事業年度の特別運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$B(y) = H(y)$$

H(y) : 特別経費(⑤)を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

3. 每事業年度の特殊要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$C(y) = I(y)$$

I(y) : 特殊要因経費(⑥)を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するため必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

4. 每事業年度の附属病院運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$D(y) = \{J(y) + K(y)\} - L(y)$$

$$(1) J(y) = J(y-1) \pm V(y)$$

$$(2) K(y) = K(y)$$

$$(3) L(y) = L(y-1) \pm W(y)$$

J(y) : 一般診療経費(⑦)を対象。

K(y) : 債務償還経費(⑧)を対象。

L(y) : 附属病院収入(⑨)を対象。

V(y) : 一般診療経費調整額。

直近の決算結果等を当該年度の一般診療経費の額に反映させるための調整額。各

事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

W (y) : 附属病院収入調整額。

直近の決算結果等を当該年度の附属病院収入の額に反映させるための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

【諸係数】

α (アルファ) : 大学改革促進係数。

第2期中期目標期間中に各国立大学法人における組織改編や既存事業の見直し等を通じた大学改革を促進するための係数。

現時点では確定していないため、便宜上平成22年度予算編成時と同様の考え方で△1.4%とする。

なお、平成23年度以降については、今後の予算編成過程において具体的な係数値を決定する。

β (ベータ) : 教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、「特別運営費交付金」及び「特殊要因運営費交付金」については、平成23年度以降は平成22年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金及び長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに产学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成22年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 产学連携等研究収入及び寄附金収入等は、版権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費及び施設整備費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 产学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、产学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、変動要素が大きいため、平成22年度の償還見込額により試算した支出予定額を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「政策課題等対応補正額」、「教育研究組織調整額」、「施設面積調整額」、「一般診療経費調整額」及び「附属病院収入調整額」については、0として試算している。

2. 収支計画

平成22年度～平成27年度 収支計画

大学等名 高知大学

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	162,919
経常費用	162,919
業務費	144,202
教育研究経費	14,926
診療経費	36,275
受託研究費等	3,946
役員人件費	739
教員人件費	44,253
職員人件費	44,063
一般管理費	6,317
財務費用	1,293
雑損	0
減価償却費	11,107
臨時損失	0
収入の部	165,246
経常収益	165,246
運営費交付金収益	57,992
授業料収益	16,482
入学金収益	2,360
検定料収益	530
附属病院収益	77,784
受託研究等収益	3,946
寄附金収益	2,905
財務収益	192
雑益	872
資産見返負債戻入	2,183
臨時利益	0
純利益	2,327
総利益	2,327

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

注) 純利益及び総利益には、附属病院における借入金返済額（建物、診療機器等の整備のための借入金）が、対応する固定資産の減価償却費よりも大きいため発生する会計上の観念的な利益を計上している。

3. 資金計画

平成22年度～平成27年度 資金計画

大学等名 高知大学

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	167,903
業務活動による支出	156,038
投資活動による支出	4,441
財務活動による支出	5,907
次期中期目標期間への繰越金	1,517
資金収入	167,903
業務活動による収入	164,796
運営費交付金による収入	59,507
授業料及び入学料検定料による収入	19,372
附属病院収入	77,784
受託研究等収入	3,946
寄附金収入	3,123
その他の収入	1,064
投資活動による収入	896
施設費による収入	896
その他の収入	0
財務活動による収入	694
前中期目標期間よりの繰越金	1,517

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業にかかる交付金を含む。

別表（収容定員）

平成 22 年度	人文学部	1, 200人
	教育学部	680人
理学部	(うち教員養成に係る分野	400人)
	医学部	1, 100人
農学部	(うち医師養成に係る分野	852人
		592人)
		680人
	総合人間自然科学研究科	558人
	〔 うち修士課程	402人
	博士課程	156人]
平成 23 年度	人文学部	1, 200人
	教育学部	680人
理学部	(うち教員養成に係る分野	400人)
	医学部	1, 100人
農学部	(うち医師養成に係る分野	872人
		612人)
		680人
	総合人間自然科学研究科	558人
	〔 うち修士課程	402人
	博士課程	156人]
平成 24 年度	人文学部	1, 200人
	教育学部	680人
理学部	(うち教員養成に係る分野	400人)
	医学部	1, 100人
農学部	(うち医師養成に係る分野	892人
		632人)
		680人
	総合人間自然科学研究科	558人
	〔 うち修士課程	402人
	博士課程	156人]

平成 25 年度	人文学部	1, 200人
	教育学部	680人
理学部	(うち教員養成に係る分野	400人)
	医学部	1, 100人
農学部	(うち医師養成に係る分野	912人
		652人)
		680人
	総合人間自然科学研究科	558人
	〔 うち修士課程	402人
	博士課程	156人]
平成 26 年度	人文学部	1, 200人
	教育学部	680人
理学部	(うち教員養成に係る分野	400人)
	医学部	1, 100人
農学部	(うち医師養成に係る分野	932人
		672人)
		680人
	総合人間自然科学研究科	558人
	〔 うち修士課程	402人
	博士課程	156人]
平成 27 年度	人文学部	1, 200人
	教育学部	680人
理学部	(うち教員養成に係る分野	400人)
	医学部	1, 100人
農学部	(うち医師養成に係る分野	942人
		682人)
		680人
	総合人間自然科学研究科	558人
	〔 うち修士課程	402人
	博士課程	156人]